

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	公益財団法人千葉県産業振興センター	(県) 所管所属	商工労働部経済政策課
代表者 職氏名	理事長 中村 耕太郎	電話番号	043-223-2769
所在地	千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 WBGマリブイースト23階	直近の決算 承認日	令和5年5月29日
電話番号	043-299-2901	経営方針（団体代表者が記入）	
団体HPの URL	https://www.ccjc-net.or.jp	利用可能な国等の施策を最大限活用するとともに、新事業の創出及び成長分野への進出、雇用の定着及びミスマッチの解消、事業承継支援等、県内経済の更なる活性化のため、県と一層連携を深めながら、意欲のある中小企業が着実に成長を遂げ、地域経済を牽引する企業として発展していくよう、次のような中小企業の様々なニーズに応じたきめ細やかな支援を実施していく。 1. 新事業・新産業創出の支援 2. 経営基盤の強化・創業支援 3. 取引の拡大・適正化支援 4. 中小企業総合支援事業 5. ちば中小企業元気づくり基金事業 6. ちば農商工連携事業支援基金事業 7. 若年者の就業支援・中小企業の採用支援 8. 東葛テクノプラザの管理運営	
当初設立 年月日	昭和47年4月11日		
設立の経緯 団体の略歴	【設立趣意等の経緯】 産学官交流・連携による既存産業の高度化、研究開発型中小企業の育成、中小企業の設備近代化、情報化の推進等に取り組むとともに、多様化・高度化する支援ニーズに対応するため、地域新産業プラットフォーム事業及び中小企業支援センター事業を通じて千葉県産業の中核的支援機関として総合的な支援体制を構築する。 【略歴】 S47.4 前身団体を設立 H12.4 (財)千葉県中小企業振興公社（存続団体） (財)千葉県工業技術振興センターを統合し、 (財)千葉県産業振興センターを設立 H23.4 公益財団法人に移行		
定款に定める 設立の目的	この法人は、産業界、学術機関及び行政機関の緊密かつ適正な連携のもとに、産業技術の振興、中小企業の経営革新等に関する諸事業を総合的かつ効果的に推進し、商工業の高度化と新たな産業の創出・発展を総合的に支援することにより、千葉県産業の振興に寄与することを目的とする。		

2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	964,000	(単位：千円)	
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	964,000	資本金等以外の金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

【内訳】

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外の 金額（千円）	備考
千葉県	521,000	54.05%	1位	0	該当なし
(旧)千葉県工業技術振興センター	441,400	45.79%	2位	0	該当なし
その他12社	1,600	0.17%	—	0	最大出捐割合0.04%

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「—」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】 名称：東葛テクノプラザ管理運営事業、技術振興事業、経営基盤強化支援事業及び新事業・新産業創出支援事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県の総合産業支援施設である千葉県東葛テクノプラザの管理運営や、医療機器メーカーと中小企業のマッチングを支援する健康・医療ものづくり推進事業、販路開拓に関する知見を有する専門人材などにより中小企業の販路開拓を支援する販路開拓総合支援事業、中小企業者等が行う設備投資のための国補助制度利用のサポート等を行う生産性向上のための設備投資補助申請受付窓口事業を実施する。					
【公共性・公益性】 県内企業に関する知見を有し、専門人材等による相談体制も整っている産業振興センターが各種の支援事業を行い、県内中小企業の新商品開発や販路開拓などを支援することで、県内産業の振興が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごとの収支は算出していない				0千円	311,754千円

【事業2】 名称：取引振興事業及び新事業・新産業創出支援事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 下請中小企業の取引拡大と受注量の確保を図るため、取引のあっせん等を行う下請取引振興事業や、新技術や新分野への進出に意欲的な中小企業と、大学や公的研究機関の連携（産学官連携）を支援する新事業・新産業創出支援事業等を行っている。					
【公共性・公益性】 産業振興センターの行う下請中小企業の支援や産学官連携の推進事業を補助することにより、県内中小企業と関係機関の連携が進み、もって県内産業の振興が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごとの収支は算出していない				0千円	220,103千円

【事業3】 名称：経営基盤強化支援事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 新型コロナウイルス感染症等の影響により、地域で残すべき中小企業の高齢経営者が事業意欲を減退させ、廃業を考える状況が発生する中、アドバイザーによる企業訪問を実施し、新しい生活様式に即した事業継続に向けた課題抽出と事業継承に対する意識向上を図る。また、ポストコロナを見据え、中長期的な視点に立って、新分野への参入や業態転換、生産性向上等に取り組む中小企業や経費削減、業務改善、事業再構築等の課題に取り組む中小企業に対して積極的な支援を行っている。					
【公共性・公益性】 県内企業が抱える事業承継に関する課題の解決が図られることにより、地域経済の競争力が高まる。中長期事業計画策定や生産体制強化を通じて、経営基盤の底上げを図ることで県経済の活性化が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごとの収支は算出していない				0千円	41,802千円

【事業4】 名称：経営基盤強化支援事業、中小企業総合支援事業、地域課題解決型起業支援事業及び設備貸与・設備資金貸付・被災貸付事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 県内中小企業者が抱える様々な経営課題の解決を「ワンストップ」で支援するための、各種相談事業や専門家派遣等を行うチャレンジ企業支援センター事業等を行う。 また、県内中小企業等の創業、次世代に引き継ぐ事業承継等に要する費用の助成や、県内条件不利地域で地域課題の解決を目指す起業家への助成を行う。					
【公共性・公益性】 県内中小企業の相談をワンストップで受け、必要に応じて専門家等を派遣する事業を支援し、企業のライフサイクルに応じた助成を行うことにより、県経済の活性化が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごとの収支は算出していない				0千円	396,217千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

3-2 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業5】 名称：若年者就業支援センター事業及び経営基盤強化事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 キャリア・カウンセラー等を配置して、概ね30歳代までの若年求職者に対し、模擬面接、応募書類のチェック等の就職活動の進め方に関する個別相談や、どのような仕事に適性を持っているのかを分析する適職診断を実施するジョブカフェちば事業や、プロフェッショナル人材と県内中小企業のマッチング支援等を行うプロフェッショナル人材戦略拠点事業などを実施する。					
【公共性・公益性】 若年求職者の就職活動の支援や、プロフェッショナル人材と県内企業のマッチング等を実施することにより、県内の雇用促進が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 有（委託料）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごとの収支は算出していない				0千円	157,271千円

【事業6】 名称：若年者就業支援センター事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 「ジョブカフェちば」に併設されているハローワーク船橋ヤングコーナー等関係機関との管理調整を実施する。					
【公共性・公益性】 ジョブカフェちばと関係機関の連携を進め、県内の雇用促進が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごとの収支は算出していない				0千円	24,548千円

【事業7】 名称：経営基盤強化支援事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 メールマガジンの編集・配信を行い、融資、助成制度等の各種支援情報、公募情報、セミナー情報、統計情報等、中小企業の経営に資する情報を提供する千葉県産業情報ヘッドライン提供事業を実施する。					
【公共性・公益性】 県内中小企業等にとって、時機をつかんだ有益な経済・産業情報を毎週発信することにより、県内における企業活動の活性化が図られる。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】 無 補足説明 該当なし				【県の財政支出の有無】 有（補助金等）	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
事業ごとの収支は算出していない				0千円	797千円

【事業8】 名称：				【事業区分】	
【事業内容】				【県の財政支出の有無】	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

【事業9】 名称：				【事業区分】	
【事業内容】				【県の財政支出の有無】	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

【事業10】 名称：				【事業区分】	
【事業内容】				【県の財政支出の有無】	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
0千円	0千円	0千円	0千円	0千円	0千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

<p>（1）当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>【県が出資等した当初の目的】 県内において、小規模企業者等設備導入資金助成法及び中小企業支援法に基づく、資金貸付事業及び設備貸与事業を実施するために設立された。 なお、小規模企業者等設備導入資金助成法により、資金貸付事業及び設備貸与事業を実施できるのは県の拠出が2分の1以上の法人と定められている。</p>						
<p>（2）類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>【関係を維持する現在の意義】 小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的として、平成26年に「小規模企業振興基本法」が制定された。 また、本県では、平成29年に「千葉県中小企業の振興に関する条例」を改正し、「小規模企業者の事業の持続的な発展を図られることを旨として小規模企業の振興を行うこと」を条例の基本理念に追加したほか、令和5年3月には、デジタル化の急速な進展やカーボンニュートラル、SDGsの実現に向けた動きなどの社会・経済環境の変化を踏まえ、「第5次ちば中小企業元気戦略」を策定し、資金調達、事業承継、人材の確保等の支援に加え、起業・創業や事業再構築、産学官連携や成長産業への参入促進などの中小企業の成長を後押しする支援等を拡充することとした。 このように、中小企業支援の重要性が高まっているため、中小企業をワンストップで支援する産業振興センターの役割もより一層大きくなっていることから、出資を維持する意義があるものと考えている。</p>						
<p>（3）県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 該当なし</p> <p>【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】 該当なし</p>						
<p>（4）県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義</p>	<p>産業振興センターは、中小企業支援法第7条第1項の規定により設置される千葉県の中小企業支援センターとして、県内全域の中小・小規模企業からの多様な相談に対応しており、企業の実態を十分把握しているほか、常駐する中小企業診断士が企業の現状やニーズを客観的に把握し、弁護士、税理士、デザイン専門家など500名近い専門家集団の中から適切な専門家を選定し、その専門家と連携した支援が可能となる体制が確立している。 これらの理由から、県が直営で事業を実施することに比して、産業振興センターのノウハウや実績を活用することで、企業の実態に即したより効果的な事業遂行が可能であることから、他の事業手法より費用対効果が高いと考える。</p>						
<p>（4）県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況</p>	<p>【計画等名】 該当なし</p>						
	<p>【指標名】 該当なし</p>						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準（〇年度）</th> <th>実績（〇年度）</th> <th>目標（〇年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	基準（〇年度）	実績（〇年度）	目標（〇年度）	—	—	—
基準（〇年度）	実績（〇年度）	目標（〇年度）					
—	—	—					
	<p>【指標と事業の関係性及び達成状況】 該当なし</p>						
<p>（5）資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性</p>	<p>小規模企業者等設備導入資金助成法及び中小企業支援法の規定により、資金貸付事業及び設備貸与事業を実施できるのは県の拠出が2分の1以上の法人と定められている。 また、県内企業を取り巻く環境は、カーボンニュートラルやSDGsへの対応、原油・物価高騰など、大きく変化しつつあり、中小企業をワンストップで支援する産業振興センターの役割はより一層大きくなっていることから、現在の出資割合を維持することが妥当と考える。</p>						
<p>（6）運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性</p>	<p>【名称】 チャレンジ企業支援センター事業 【内容】（金額：378,073千円（R4決算）） チャレンジ企業支援センターの運営に必要な人件費及び管理的経費（本部）</p>						
	<p>【必要性】 当該団体は中小企業支援法に基づき、特定支援事業を行う者として千葉県が認定した団体であり、中小企業支援施策の実施主体として大きな役割を担っていることから、必要な人件費や運営費を県が支援することが必要である。</p>						
	<p>【名称】 ①産業振興センター運営事業 ②ジョブカフェちば事業</p>						
	<p>【内容】（金額：①104,707千円（R4決算）、②24,548千円（R4決算）） 産業振興センターの運営に必要な人件費及び管理的経費（新事業支援部・東葛テクノプラザ・ジョブカフェちばの一部）</p>						
	<p>【必要性】 当該団体は中小企業支援法に基づき、特定支援事業を行う者として千葉県が認定した団体であり、中小企業支援施策の実施主体として大きな役割を担っていることから、必要な人件費や運営費を県が支援する必要がある。</p>						
	<p>【名称】 下請取引振興事業費補助金 【内容】（金額：52,382千円（R4決算）） 下請中小企業の取引拡大、受注量の確保を図るために必要な人件費等の補助</p>						
	<p>【必要性】 当該団体は中小企業支援法に基づき、特定支援事業を行う者として千葉県が認定した団体であり、中小企業支援施策の実施主体として大きな役割を担っていることから、必要な人件費や運営費を県が支援する必要がある。</p>						
<p>（7）団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性</p>	<table border="1"> <tr> <td>【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</td> <td>県が負担</td> <td>4名</td> <td>県以外が負担</td> <td>0名</td> </tr> </table> <p>【役職・業務内容】 主査として、各課・室において地域資源の発掘、新商品の開発等に係る相談業務や、メールマガジンの編集・配信業務、若年者就労支援などを行っている。</p>	【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	4名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	4名	県以外が負担	0名			
	<p>【派遣等の必要性】 産業振興センターにおいては、県が立案した各施策の実施にあたり、県との緊密な連携が不可欠であるため、派遣職員を必要としている。</p>						

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 関与方針区分 ※	関与拡大検討
(2) 県としての具体的な取組 ※	中小企業の持続的発展を戦略的に支援する必要があるため、将来を見据えた県との役割分担を改めて問い直し、業務量と収支の均衡がとれた中長期的な人員体制を見極めつつ、職員派遣や事業委託による県の関与の拡大を検討する。
(3) 取組実績とその成果	県内企業を取り巻く環境が大きく変化しつつある中、産業振興センターが中小企業から求められる役割をしっかりと果たすことができるよう、産業振興センターの今後の組織の在り方や課題の解決方法等について検討するため、県と産業振興センターが協議する場を設け、議論しているところである。
(4) 課題	主たる業務が県からの補助・委託事業であることなどから、自主財源の確保が難しい中、社会経済環境の変化に対応し、中小企業から求められる役割に対応できる体制を整備していく必要がある。
(5) 県としての今後の対応の方向性	引き続き、今後の方向性や組織の在り方等について、県と産業振興センターで議論し、検討を進めていく。

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 策定要件の該当性※	該当しない
---------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・債務超過法人
- ・実質的に債務超過である法人
- ・近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・県が多大な財政的リスクを有する法人

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

6 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

(1) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

直近の実施年月日	令和4年10月25日	措置の公表年月日	令和5年6月20日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料は、令和3年度末において、18,713,239円であり、前年度より9,945,498円減少しているものの、依然として多額であることから、債権管理に万全を期し早期回収に努めること。		設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料等3件18,713,239円については、未収企業及び連帯保証人に対し、その資産、所得状況等の調査に基づき、分割返済の増額要請や継続返済の要請等を実施し、未収金の回収等に積極的に取り組んだ。 この結果、令和5年2月末現在までに393,169円を回収し、未収貸与料等は3件18,320,070円に減少した。 今後は引き続き未収貸与料等の回収・整理をより一層推進するとともに、令和15年度まで償還が続く被災中小企業施設・設備整備支援事業については、新たな未収金の発生を防ぐため、貸付先企業の経営内容等の把握に努め、回収を推進する。			

1つ前の実施年月日	令和3年11月11日	措置の公表年月日	令和4年11月29日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料は、令和2年度末において、28,658,737円であり、依然として多額であることから、債権管理に万全を期し早期回収に努めること。		設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料等5件28,658,737円については、未収企業及び連帯保証人に対し、その資産及び所得状況等の調査に基づき、分割返済の増額要請や継続返済の要請等を実施し、未収金の回収等に積極的に取り組んだ。 この結果、令和4年3月末現在までに令和3年度新規発生分1,093,990円を含む1,957,588円を回収し、9,081,900円の貸倒償却を実施したことから、未収貸与料等は3件18,713,239円に減少した。 今後は引き続き未収貸与料等の回収・整理をより一層推進するとともに、令和15年度まで償還が続く被災中小企業施設・設備整備支援事業については、新たな未収金の発生を防ぐため、貸付先企業の経営内容等の把握に努め、回収を推進する。			

2つ前の実施年月日	令和3年1月20日	措置の公表年月日	令和3年11月30日	監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】令和元年度決算において、設備貸与事業及び被災中小企業施設・設備整備支援事業における未収貸与料等は、28,852,073円であり、依然として多額であることから、債権管理に万全を期し、早期回収に努めること。		未収貸与料等4件28,852,073円については、未収企業及び連帯保証人に対し、その資産及び所得状況等の調査に基づき、分割返済の増額要請や継続返済の要請等を実施し、未収金の回収等に積極的に取り組んだ。 この結果、令和3年3月末までに新たな未収金の発生は1件あったが、2件682,934円を回収し、未収貸与料等は5件28,658,737円に減少した。 なお、設備貸与事業は根拠法である「小規模企業者等設備導入資金助成法」の廃止に伴い、平成26年度末で新規貸付は終了（資金貸付事業は一年前倒しで平成25年度末に新規貸付終了）したことから、既存の貸付先企業には中小企業診断士による事後指導等の経営支援を実施するなど、経営内容等の把握に努め、正常債権を遅滞なく回収していくとともに、未収貸与料等の回収・整理をより一層推進する。			

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

(2) 包括外部監査（地方自治法第252条の37第4項等）

				該当の有無	有	
監査テーマ	県が出資する公益財団法人の事務事業の執行等及び出資、財政的援助等に伴う所管課の関与について					
実施年度	平成26年度	措置の公表年月日	平成28年1月29日			
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください		措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください				
https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/h26-zenbun.pdf		https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/gaibu/documents/h28-gaibu-soti.pdf				

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

（1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 (書面)	定例回数 (書面)	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	2	8 (3)	3 (0)	76%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

（2）監査の状況

監査の状況 (行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る)	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項 実施している外部的な監査の内容
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	
公認会計士又は監査法人	無	有	有	有	該当なし
監査又は会計に識見を有する者	無	有	有	無	該当なし

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

（3）採用している会計基準

名称	新公益法人会計基準（平成20年改正）	その他欄
		—

（4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	無	有	有	有
役員名簿	有	有	無	有	有	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	無	有	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	無	有	有	有
キャッシュフロー計算書	有	有	無	有	有	有
附属明細書	有	有	無	有	有	有
財産目録	有	有	無	有	有	有
事業計画書	有	有	無	有	有	有
収支予算書	有	有	無	有	有	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	有	無	無	有	有
業務の委託方法に関する規程	無	無	無	無	無	無
資金運用に関する規程	無	無	無	無	無	無
個人情報保護に関する規程	有	有	無	有	無	有
情報公開に関する規程	無	有	無	無	無	有

※「公表」とは、原則として団体のホームページで公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

8 役職員等の状況

(1) 常勤の役職員数 (単位:人)

(各年度7月1日現在)

項目	直近4年度前 (R1年)	直近3年度前 (R2年)	前々年度 (R3年)	前年度 (R4年)	現年度 (R5年)
常勤役員数 ①～⑤の和	6	6	6	6	6
プロパー ①	1	1	1	1	1
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	4	4	4	5	5
県現職者 ④	0	0	0	0	0
その他 ⑤	1	1	1	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	59	59	58	56	54
プロパー ⑥	31	31	31	31	29
県退職者 ⑦	3	3	3	3	3
県現職者 ⑧	6	6	5	4	4
その他 ⑨	19	19	19	18	18

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

(2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項目		前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
常勤役員	人数 (内数: 県退職者及び県現職者)	5人 (4人)	6人 (5人)
	平均年齢	63歳	61歳
	平均年収	8,697千円	7,994千円
常勤職員	人数 (内数: 県退職者及び県現職者)	40人 (8人)	38人 (7人)
	平均年齢	45歳 (45歳)	45歳 (45歳)
	平均年収	5,893千円	5,954千円

※この表は実人員数に基づいて記入しています。

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例: 4～6月 (3か月間) の役員数が5名、7～12月 (6か月間) が6名、1～3月 (3か月間) が5名であった場合は、
(15人+36人+15人) / 12か月=5.5人となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「*」となっています。

9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況

策定の有無			有
名称	千葉県産業振興センター中期構想 (第5次行動指針)	公表方法	団体HP掲載
対象期間	令和2年4月～令和5年3月	策定年月日	令和2年4月1日
概要	行動指針 (財団行動指針) 1. 「顧客のニーズに応じた質の高いサービスをワンストップで提供」 2. 「他の産業支援機関等との有機的な連携」 3. 「効率的な組織運営及び経営基盤の強化」 (職員行動指針) 1. 「顧客サービスの質の向上」 2. 「支援スキルの向上」 3. 「活力のある職場づくり」		
取組状況	産業振興センターが培ってきたノウハウや経験を活かし、事業の枠組みにとらわれず、顧客の視点に立った有機的連携を図り、川上から川下まで一貫した支援体制のもと行動指針に基づき産業振興センター及び職員が取り組んだ具体的な事業は以下のとおりである。 (1) 産学官の連携の促進を図り、共同研究のコーディネート、知的財産戦略の推進等を通じ、中小・ベンチャー企業の新技術・新製品の開発、新分野での事業育成等を支援し、経済活動の活性化を図る事業。(2) 中小企業等の創業・経営基盤強化・経営革新を推進し、下請中小企業者への取引の照会・あっせん等を行い、中小企業等の自立化を促進し、地域経済活動の活性化を目指す事業。(3) 中小企業等が取り組む、創業、研究開発、販路拡大、事業承継、農商工連携、外国出願等への助成を行い、県内産業の振興・発展を目指す事業。 (4) 若年者の就業活動と中小企業等の採用活動を併せて支援するとともに、次代を担う産業人材の育成を目指す事業。(5) 千葉県産業の振興、中小企業等の経営基盤の強化のための広範な支援を行うために、制度事業・補助事業の枠を超えて行う事業。(6) 財団内部における情報共有と職員及び専門知識を有する支援人材の連携強化。(7) 起業カルテデータベースの整備・活用。(8) 支援事業の質の向上と企業ニーズの把握。(9) 顧客の利便性向上のための広報活動の充実。		
指標の達成状況			
特記事項	千葉県産業振興センター中期構想 (第6次行動指針) を策定済み (対象期間: 令和5年4月～令和9年3月)		

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

10 財務状況 （単位：千円又は％）

(1) 貸借対照表

公益法人会計の場合

項目		前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資産	流動資産	684,232	598,750	525,585	▲ 12.22%	受託金・補助金等の期末未収額の減少
	固定資産	12,878,115	12,740,127	12,681,495	▲ 0.46%	該当なし
	うち有形固定資産	43,694	36,907	24,462	▲ 33.72%	リース資産の減価償却による減少
	資産合計	13,562,347	13,338,877	13,207,080	▲ 0.99%	該当なし
負債	流動負債	423,346	355,167	251,218	▲ 29.27%	短期事業資金の借入額の減少
	固定負債	11,662,481	11,558,698	11,526,936	▲ 0.27%	該当なし
	うち長期借入金	11,305,006	11,238,205	11,225,312	▲ 0.11%	該当なし
	負債合計	12,085,827	11,913,865	11,778,154	▲ 1.14%	該当なし
	うち有利子負債	800,000	800,000	730,000	▲ 8.75%	該当なし
正味財産	一般正味財産	451,319	461,012	464,927	0.85%	該当なし
	指定正味財産	1,025,201	964,000	964,000	0.00%	該当なし
	正味財産合計	1,476,520	1,425,012	1,428,927	0.27%	該当なし
参考	基本財産	964,000	964,000	964,000	0.00%	該当なし
	繰越損益相当額	451,319	461,012	464,927	0.85%	該当なし

(2) 損益計算書

公益法人会計の場合（正味財産増減計算書等）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
経常収益	1,451,137	1,413,224	1,367,270	▲ 3.25%	該当なし
うち事業収益	156,730	110,492	77,685	▲ 29.69%	設備貸与事業の正常債権の回収が終了したことによる減少
経常費用	1,474,473	1,403,532	1,365,418	▲ 2.72%	該当なし
うち管理費	160,103	162,478	160,495	▲ 1.22%	該当なし
評価損益等	0	0	0	—	該当なし
当期経常増減額	▲ 23,336	9,692	1,852	▲ 80.89%	前年度繰越した元気づくり基金事業の運用益を今年度助成実施したため
経常外収益	0	60,115	2,063	▲ 96.57%	前年度ちば新産業育成ファンド精算に伴う一般正味財産への振替計上があったため
経常外費用	0	60,115	0	▲ 100.00%	前年度ちば新産業育成ファンド精算のための費用計上があったため
当期経常外増減額	0	0	2,063	—	該当なし
その他収入	0	0	0	—	該当なし
その他支出	0	0	0	—	該当なし
当期一般正味財産増減額	▲ 23,336	9,692	3,915	▲ 59.61%	該当なし
当期指定正味財産増減額	10,652	▲ 61,201	0	100.00%	前年度ちば新産業育成ファンド清算による減少があったため
うち評価損益等	10,652	▲ 1,086	0	100.00%	前年度ちば新産業育成ファンド出資金に期中評価損があったため
当期正味財産増減額	▲ 12,684	▲ 51,509	3,915	—	該当なし

(3) 主な経営指標

公益法人会計の場合

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	161.62%	168.58%	209.21%
自己資本比率（正味財産÷（負債+正味財産）×100）	10.89%	10.68%	10.82%
有利子負債比率（有利子負債残高÷正味財産×100）	54.18%	56.14%	51.09%

※正味財産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

1.1 借入金等残高等の状況

（単位：千円又は％）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
各年度の借入金等	200,000	200,000	130,000	▲ 35.00%	
各年度の償還金等	392,127	295,505	245,328	▲ 16.98%	
借入金等決算残高 ①+②	11,574,317	11,478,812	11,363,484	▲ 1.00%	
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—	
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	11,574,317	11,478,812	11,363,484	▲ 1.00%	
借入・償還先の内訳	県 ③+④	10,756,317	10,678,812	10,633,484	▲ 0.42%
	経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
	それ以外のもの ④	10,756,317	10,678,812	10,633,484	▲ 0.42%
	県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑥	0	0	0	—
	民間その他 ⑦+⑧	818,000	800,000	730,000	▲ 8.75%
	経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑧	818,000	800,000	730,000	▲ 8.75%
	県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	0	—
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—	
それ以外のもの ⑩	0	0	0	—	

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

1.2 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

（単位：千円又は％）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
総収入 ①=②~⑥の和	1,451,137	1,413,224	1,367,270	▲ 3.25%	
運用益収入 ②	37,344	36,790	32,706	▲ 11.10%	
会費収入 ③	1,400	1,420	1,460	2.82%	
寄附収入 ④	0	0	0	—	
行政からの委託料等収入 ⑤	1,244,619	1,264,281	1,252,511	▲ 0.93%	
その他収入(②~⑤以外) ⑥	167,774	110,733	80,593	▲ 27.22%	
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	1,123,246	1,157,335	1,152,492	▲ 0.42%	
対総収入割合 ⑦÷①	77.40%	81.89%	84.29%	2.40%	
県の財政支出の内訳	委託料 ⑧	502,664	570,304	510,827	▲ 10.43%
	対総収入割合 ⑧÷①	34.64%	40.35%	37.36%	▲ 2.99%
	補助金・交付金・負担金 ⑨	620,582	587,031	641,665	9.31%
	対総収入割合 ⑨÷①	42.77%	41.54%	46.93%	5.39%
	その他(⑧⑨以外) ⑩	0	0	0	—
対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—	
資金運用等	有価証券等損益 ⑪+⑫	0	0	0	—
	有価証券等評価損益(含み損益) ⑪	0	0	0	—
	売却・償還・配当等損益(実損益) ⑫	0	0	0	—
	保有・運用中の有価証券等の取得額	12,202,316	12,085,942	12,185,951	0.83%

(2) 県からの財政的な支援(借入金及び損失補償等を除く)

（単位：千円）

項目	直近4年度前 (H30年)	直近3年度前 (R1年)	前々年度 (R2年)	前年度 (R3年)	直近決算 (R4年)
運営費補助	539,553	590,063	620,582	587,031	641,665
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0